

事務連絡  
平成27年3月31日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日）」  
の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日）」等  
を送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市町村、関係団体、  
関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。

【送付資料】

- ① 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月30日）  
② 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の算定に係る体制等状況一覧表

\* 留意点

加算の届出書類については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関連する加算のみの  
様式例を送付しています。送付したもの以外で、様式等の変更等が必要な場合は、平成27年度  
報酬改定内容を踏まえ都道府県等において改正して下さい。

(照会先)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
(問1、6、7)  
評価・基準係 (内線3036)  
(問2~5、13~22)  
福祉サービス係 (内線3091)  
(問8~12)  
訪問サービス係 (内線3092)  
(問23~41、57~59)  
地域移行支援係 (内線3045)  
(問42~52)  
就労支援係 (内線3044)  
(問53~56)  
相談支援係 (内線3149)  
(問60~76)  
障害児支援係 (内線3037、3102)  
TEL: 03-5253-1111

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A  
(平成 27 年 3 月 31 日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	2
(1) 加算の届出等	2
(2) 送迎加算	2
(3) 欠席時対応加算	3
(4) 食事提供体制加算	3
(5) 地域区分の見直し	4
2. 訪問サービス	4
(1) 居宅介護	4
(2) 重度訪問介護及び行動援護	7
(3) 行動援護	7
3. 生活介護、短期入所、施設入所支援	8
(1) 生活介護	8
(2) 短期入所	8
(3) 施設入所支援	9
4. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助	11
(1) 自立訓練	11
(2) 宿泊型自立訓練	12
(3) 共同生活援助（グループホーム）	12
5. 就労系サービス	16
(1) 就労移行支援	16
(2) 就労継続支援 A 型	18
(3) 就労継続支援 B 型	19
6. 相談支援	20
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	20
(2) 地域移行支援	22
(3) 地域定着支援	23
7. 障害児支援	23
(1) 障害児通所支援	23
(2) 障害児入所支援	28

から徴収してもよいか。

(答)

- 「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」(平成18年厚生労働省告示第545号)に規定されているとおり、低所得者からは食材料費に相当する額のみ徴収することができる。

#### (5) 地域区分の見直し

問6 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(平成27年2月12日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム。以下「改定概要」という。)のP77に障害児支援の平成27年度の1単位単価が示されているが、この表の見方如何。

(答)

- 例えば現行の地域区分が「その他」で見直し後(平成30年度)の地域区分が「6級地」である場合、平成27年度の地域区分は「13級地(2%)」となる。

ただし、神奈川県二宮町、長野県塩尻市、京都府木津川市、大阪府岬町、福岡県新宮町については、当該地域の国家公務員の地域手当の支給割合が平成27年度は4%であることから、障害児支援の地域区分も「11級地(4%)」となることに留意すること。

問7 前回の改定では、旧児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る1単位単価については、障害福祉サービスの1単位単価と同様に経過措置が設けられているが、平成27年度以降の取扱い如何。

(答)

- 旧児童デイサービスから児童発達支援等に移行した場合も、他の児童発達支援等と同様に平成27年度の地域区分は計15区分となる。この場合、改定概要P78の対象地域の比較表について、「現行の障害児の地域区分」を「平成27年度に移行予定であった地域区分」と読み替えるものとする。

## 2. 訪問系サービス

### (1) 居宅介護

(福祉専門職員等連携加算)

問8 福祉専門職員等連携加算については、どのような利用方法をイメージしているのか。

(答)

- 具体的な利用方法のイメージは以下のとおり。

なお、連携する社会福祉士等とは、当該利用者の状況を従前から把握している医療機関、障害福祉サービス事業所等の社会福祉士等とする。

例：居宅介護の利用を開始する者が入院していた精神科病院の精神保健福祉士と連携する場合

- ・ 居宅介護の利用開始に伴い、居宅介護事業所は、当該利用者が入院していた精神科病院の精神保健福祉士に対して、居宅介護計画作成への協力依頼を行う。
  - ・ 依頼を受けた精神科病院の精神保健福祉士は、サービス提供責任者の訪問に同行し、居宅介護の利用者の日常生活能力と病状に伴う変化も含めたアセスメントを「アセスメント表」(※)等の作成を通して提供する。さらに、利用者との関係作りや障害特性、支援ニーズ等についても情報提供を行い、利用者の特性に応じた、より障害者の自立を促進する視点に立った居宅介護計画の作成に協力する。
- ※ 別紙「居宅介護計画を連携して作成するためのアセスメント表」を参照されたい。

## 居宅介護計画を連携して作成するためのアセスメント表（参考例）

別紙

(福祉専門職員等連携加算)

問9 福祉専門職員等連携加算については、相談支援事業所の社会福祉士等が利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合も加算の対象となるのか。

(答)

- 相談支援事業所の本来の業務となることから、算定対象外となる。

(2) 重度訪問介護及び行動援護

(行動障害支援連携加算及び行動障害支援指導連携加算)

問10 行動障害支援連携加算及び行動障害支援指導連携加算を算定し、行動援護から重度訪問介護に移行した者について、状態の悪化等により行動援護を再度利用し、状態が落ち着いたことから重度訪問介護に移行しようとする場合にも算定可能と考えてよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

(3) 行動援護

(重度訪問介護の対象拡大)

問11 行動援護については、平成26年4月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することができるが、アセスメント以外でも居宅内で行動援護を利用することは可能か。

(答)

- 居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護は利用可能である。

(行動援護従業者養成研修)

問12 行動援護従業者養成研修について、平成27年3月に旧カリキュラムにより開始し、受講期間を4月までと設定した場合に、4月分については新カリキュラムで受講することとなるのか。

(答)

- 3月中に旧カリキュラムで開始した場合、4月分は旧カリキュラムで実施することは可能である。  
なお、平成27年4月以降に研修を行う場合は、新カリキュラムで行うこととなる。